平成２２年（フ）第１１５号
長崎県南島原市西有家町龍石2621番地
債務者　吉田　朋子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
長崎県雲仙市小浜町金浜1499番地
債務者　吉田　好昭
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
長崎県島原市萩原２丁目5172番地２、前住所
長崎県島原市南崩山町丁2420番地25
債務者　古賀　晴美
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１８０１号
福岡県糸島市加布里69番地の31
破産者　有限会社たかむら工務店
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５２４号
福岡市東区松島１丁目28番９号
破産者　有限会社沖電工
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６３１号
福岡県大野城市大城２丁目15番１号
破産者　有限会社大野産業
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５２３号
福岡県筑紫野市上古賀３丁目２番16号クリエイション・コア福岡
破産者　株式会社エヌ・エス・ピー
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７０７号
最後の住所　福岡市城南区田島２丁目９番８号
破産者　亡井上敬次郎相続財産
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７６０号
最後の住所札幌市東区北15条東１丁目230番地２　ライフアベニュー北15条1301号
破産者　被相続人亡竹内京子相続財産
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１０号
青森県黒石市大字市ノ町48番地
破産者　有限会社東沢商会
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第４８２号
山形県米沢市御廟２丁目３番46号
破産者　有限会社マンシイ・ミックスウェイ
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１８３号
栃木県那須郡那須町大字湯本157番地
破産者　株式会社ＹＡＨＡＴＡ
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２６号
栃木県宇都宮市下栗町2292―７ワタナベハイツ201、住民票上の住所栃木県宇都宮市東宿郷２丁目５番３号　ＭＹビル８階
破産者　谷野　一二
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３３０号
栃木県宇都宮市峰町246番地
破産者　関　禮三郎
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４２７号
栃木県日光市中央町３番地26
破産者　青木　重美
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６５０号
栃木県宇都宮市今宮１丁目11番17号
破産者　藤沼　　勉
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２５号
静岡県沼津市原498番地の２
破産者　有限会社セリーナ
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６８号
三重県津市一志町みのりヶ丘115番地365
破産者　稲垣　敬子
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２７号
奈良県奈良市南京終町212番地の３　岡田マンション501号、破産手続開始決定時の住所三重県員弁郡東員町大字鳥取33番地　メゾン27―３―307
破産者　田中　千里
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３号
京都府京丹後市丹後町成願寺610番地
破産者　有限会社山中建設
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第４２０号
岡山市北区東古松４丁目４番22号　サクラソウ303号、開始決定時の住所岡山市南区福富中１丁目５番29号
破産者　長田　政敏
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部